

海老原弘議員に対する辞職勧告決議

議員は、市民から厳正な選挙により選ばれた公人であり、その行動において法を遵守し市民から疑惑をもたれることがあってはならない。

しかるに海老原弘議員は、破産手続きの過程において東京国税局より約4千万円の申告漏れを指摘され、東京地方裁判所から免責の決定を取り消される事態となり、新聞各紙やテレビなどのマスコミでも大きく取り上げられることとなった。この不祥事は、市民の政治不信を招くとともに、本市議会の信頼も著しく失墜させるものである。

本市議会において本人から事情聴取を行った結果、約4千万円の申告漏れがあったことは事実であり修正申告を行ったこと、破産申し立て提出書類の一つである「債権者一覧表」に記載漏れがあったこと、免責の取り消し決定は事実であり不服申し立てを行う意思がないこと等の発言が確認された。

破産法第254条には、「第265条（詐欺破産罪）の罪について破産者に対する有罪の判決が確定したときは、裁判所は、破産債権者の申し立てにより、又は職権で、免責取消しの決定をすることができる。破産者の不正の方法によって免責許可の決定がされた場合において、破産債権者が当該免責許可の決定があった後一年以内に免責取消しの申し立てをしたときも、同様とする。」と謳われており、本人の故意か過失かにかかわらず、いずれにしても裁判所はこの条文を受けて、免責取消決定を行ったことは明白である。

市民の模範となるべき議員が税の申告を怠った上に、破産手続き過程で不正な行為を行ったことは、本市議会としてまことに遺憾であり、当該議員がこのまま議員として市政に関与し続けることは、とうてい許されるものではない。

よって、本市議会は、海老原弘議員に対し、免責決定の取り消しに至る自らの行動の社会的、道義的責任を重く受け止め、直ちに議員の職を辞するよう勧告する。

以上、ここに決議する。

平成24年12月4日